

|           |
|-----------|
| 資料        |
| No. 3 - 2 |

労働保険の保険料の徴収等に関する法  
律の規定に基づき雇用保険率を変更す  
る告示案概要

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき  
雇用保険率を変更する告示の制定について

1 趣旨

- 平成 23 年度の雇用保険率については、失業等給付に係る保険料率について、積立金の状況を勘案し、原則 16/1000 であるところ、平成 22 年度に引き続き、弾力条項（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号。）第 12 条第 5 項）により 12/1000 に引き下げることから、雇用保険率を告示する必要がある。

2 告示の概要

- 平成 23 年度の雇用保険率について、15.5/1000（※）（農林水産業及び清酒製造業については 17.5/1000、建設業については 18.5/1000）とする。

※ 失業等給付に係る保険料率（12/1000）と二事業に係る保険料率（3.5/1000）を加えたもの

＜平成 23 年度の雇用保険料率＞

（ ）内は平成 22 年度

|            | 雇用保険率                    | 失業等給付に係る保険料率         | 二事業に係る保険料率(事業主負担)  |                    |
|------------|--------------------------|----------------------|--------------------|--------------------|
|            |                          |                      | 労働者負担              | 事業主負担              |
| 一般の事業      | 15.5/1000<br>(15.5/1000) | 12/1000<br>(12/1000) | 6/1000<br>(6/1000) | 6/1000<br>(6/1000) |
| 農林水産・清酒製造業 | 17.5/1000<br>(17.5/1000) | 14/1000<br>(14/1000) | 7/1000<br>(7/1000) | 7/1000<br>(7/1000) |
| 建設業        | 18.5/1000<br>(18.5/1000) | 14/1000<br>(14/1000) | 7/1000<br>(7/1000) | 7/1000<br>(7/1000) |

3 告示日

平成 23 年 2 月 10 日 （予定）

4 適用日

平成 23 年 4 月 1 日